

Title	一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について
Sub Title	Neue Bestimmungen der Abtreibung im Österreichischen StGB von 1974 im Vergleich mit ihren Vorgängern. Zusammenge stellt und erläutert
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.47, No.10 (1974. 10) ,p.81- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19741015-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19741015-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 一九七四年オーストリア新刑法典と 墮胎罪規定について

宮 沢 浩 一

### 一 前 史

本年一月二三日に、オーストリア新刑法典が誕生した。現在のところ、西欧における最も新しい刑法である。オーストリア刑法は、戦後に、若干の部分的改正を経たとはいえ、一八五二年に公布されたものであつて、一八一〇年に誕生したフランス刑法について古い刑法典であるだけに、体系的にも、内容的にも、かなり古めかしいものとなつていた。新刑法典は一九七五年一月一日に施行されるから、実に、一二三年ぶりに全面改正を経験するわけである。

この法典が生れ出るまで、幾多の挫折がくりかえされた。その背景には、勿論、オーストリアの政界の不安定さを指摘することができる。一八〇四年に成立したオーストリア帝国、そして、一八六

七年にオーストリア・ハンガリー君主国として、ヨーロッパに重きをなした此の国の現状には、昔日の面影はない<sup>①</sup>。政治的にも、経済的にも、殆んど影響力を持たない小国になつてしまつた此の国は、刑法学の上でも、余りばつとしない状況であり、刑法学者として活躍する者も、国際的な評価の点で、必ずしも高いとはいえず、それのみならず、最近では、西ドイツの若手刑法学者を輸入して、刑法教授陣の薄さを補つている状態である<sup>②</sup>。

ナチスによつて強引に行なわれた一九三八年の合併により廃止されてきた刑法典を、第二次大戦後に再び復活させ、若干の修正を加えて一九四五年刑法典として施行したのであるが、一九五三年に刑法の一部改正案を国会に提出したことを契機にして、戦後の改正の準備に着手し、一九五四年に、フェルディナント・カデチカ

教授を委員長とし、テオドル・リットラー教授らを副委員長とする「刑法草案委員会」の召集をみた。(3)此の委員会は、一九五五年一月から活動を開始し、一九六〇年一月に第一読会を終了、六二年八月から九月にかけて第二読会を開催して最終案を完成した。これが、一九六二年草案であるが、その後、司法部内に於て、同案に修辭上の修正を加え、さらに説明書をも付して一九六四年草案の公刊をみた。この両案の間には、内容的に、さしたる変更はないとされている。その後、一九六六年に政府草案が公表されたけれども、国会提出に至らなかつた。同案は、さらに若干の手直しを経て、一九六八年草案として国会に提出されたが、此の案は、内容的にかなり手を加えられ、国会内の勢力分野の変化により、保守的な色彩が強められたが、結局、審議未了となつた。六二年案、六四年案、六八年案は、いずれも早稲田大学の故斎藤金作博士の主宰される「ドイツ刑法研究会の手で邦訳され、いずれも、「刑法基本法令改正資料」として公刊されている。

その後、政府案として、一九七一年草案が提出され、国会審議にかけられていたが、今般、その草案に部分的な修正が加えられて、可決され、公布されたのである。

一九七一年草案についても、西原春夫教授の手で邦訳が完成し、法務省に提出されているとのことであるが、本資料も、やがて、故斎藤金作博士の遺業に続いて、公刊される日も近いことと思われる。

本稿は、そのつなぎの役割に自己限定することにする。私の信ずるところによれば、此の種の仕事は、着手した人によつて連続され

るべきである。法典の邦訳の仕事は、最初に手がけることが最も難事なのである。その後修正された部分について検討するという仕事は、登山にたとえれば、最初に登頂した者によつてなされることが最もふさわしい。あとから、チョロツと出てきて、最初のパーティーの苦心したルートに難癖をつけることは、二番煎じの感を免れないし、第一、それは、余程、卓抜な技量の持主でないと、本来、出来ない相談である。何故なら、事柄の難かしさを最も知っている者は、最初の訳業を完成した人々をおいてはほかにないからである。

(1) オーストリアの刑法改正史について、特に詳しい論稿として、白井滋夫・ヨーロッパ諸国における犯罪者処遇の実情と刑事立法改革の動向——自由刑と保安処分を中心として、警察研究第三六巻第七号から三五回にわたつて掲載されたものうち、オーストリアについては(一一)第三七巻第一号から(一二)第三八巻第六号の部分である。その他、平野竜一、オーストリア刑法草案について、犯罪者処遇法の諸問題、昭和三八年、一八八頁以下、白井論文以後の改正状況については、西原春夫・比較法的研究 3 オーストリア、平場安治・平野竜一編「刑法改正の研究」概論・総則、昭和四七年、一一四頁以下。

(2) 宮沢浩一・西ドイツ刑事法学の研究体制 付オーストリアおよびドイツ語圏スイスの状況、法学研究第四七巻第三号八六頁。

(3) 以下について、Foregger-Serini, Strafgesetz samt Nebengesetzen, 3. Aufl., 1968, S. XIV ff. や一九七一年の政府案 Bundesgesetz über die mit gerichtlicher Strafe bedrohten Handlungen (Regierungsvorlage) S. 51ff. などによる。

(4) 一九六二年オーストリア刑法草案、刑事基本法令改正資料第五号、

昭和三十九年、一九六四年オーストリア刑法草案、刑事基本法令改正資料第九号、昭和三十九年、一九六八年オーストリア刑法草案、刑事基本法令改正資料第一四号、昭和四三年。

## 二 新刑法典と戦後の

### 諸草案との比較

新刑法典は、全三二四条から成る。条文数の点で、先駆的な諸草案と比べると、かなりの数が削減されている。本稿の末尾に、一九六二年案、六四年案、六八年案、七一年案と新刑法典の章名及び条文数を対比して表示してみたので、修正個所については、それを参照して頂きたい。

六二年案と六四年案は、それぞれ三五三三条であつたから、これらと比べると、新刑法典は二九条少ない(もつとも、六四年草案では、条文番号は全三五三三条となつているが、六ヶ条ほど削除または別項に移され〔第三一条、一一〇条、一七九条、二二〇条、二八七条、三一一條〕、三ヶ条が加えられている〔第二六条a、二二六条b、三三七条b〕ので、實質的には全三五〇条である。従つて、正確には、六四年草案と比べれば、二六条少ない)。新刑法典は、六八年草案(全三四四條)と比べて、二〇条少ない(もつとも、六八年草案では、条文番号は全三四四條であるが、このうち三ヶ条ほど削除されている)〔第一六二条、二四〇条、三一一條〕から、實質的には、全三四一條であり、従つて、正確には、一七条少ない)。新刑法典は一九七一年草案(全三三〇條)と比べても、六条削減されている。

周知のように、オーストリアにおいては、実体法である刑法の改正  
一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

に先立ち、犯罪者処遇法と犯罪被害者に対する補償法の改正が実現された。すなわち、一九六九年三月二六日に、新行刑法が公布され、七〇年一月一日から施行されており、他方、刑事政策の合理化にとつて不可欠な被害者補償制度が、一九七二年七月九日に、「犯罪の被害者に対する援助の承認に関する法律」として公布され、同年九月一日に施行されている。私見によれば、これは全く正しい立法態度であるといわねばならない。

現在、私の手元には、新刑法典に関する極く簡単なコメント(7)と新刑法典の審議に際して、司法委員会から提出された説明書しがなく、本稿の執筆に際しては、新法の理由書、解説書を参照出来なかつたので、条文の説明程度に終らざるをえない。いずれ、充分な用意を整えて、補完したいと思う。

本稿は、最も重大な修正と思われ、かつ、わが国の改正作業にも充分に顧慮すべきものと思われる「墮胎罪規定」に焦点をあてて、オーストリア刑法の立法過程の推移を検討したいと思う。

(5) この法律の邦訳は、一九六九年オーストリア行刑法、監獄法改正資料第二五号昭和四八年(宮沢浩一・加藤久雄共訳)。なお、オーストリア行刑法の理由書として、1169 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates XI. GP. Bericht des Justizausschusses über die Regierungsvorlage (511 der Beilagen) : Bundesgesetz über den Vollzug der Freiheitsstrafen (Strafvollzugsgesetz—StVG.) があつた。司法委員会報告並びに一九六七年の政府草案の二点は、オーストリア連邦司法省のウォルフガング・ドローライシュ(Wolfgang Doleisch)参事官の御好意で入手した。同法の注釈書として、Foregger-Kunst,

Strafvollzugsgesetz, 1970, が、<sup>6)</sup>。

(6) この制度につき、宮沢浩一・オーストリアの「被害者補償制度」に  
ついて、法学研究第四七巻第五号四九頁以下。

(7) Foregger-Serini, Strafgesetzbuch, 2. durchgesehene Auflage, 1974.  
(8) 959 der Belagen zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates XII. GP. Bericht des Justizausschusses über die Regierungsvorlage (30 der Belagen) : Bundesgesetz über die mit gerichtlicher Strafe bedrohten Handlungen (Strafgesetzbuch-StGB). 司法委員会報告のコピーは、法務省の鈴木義男審議官の御厚意により入手することが出来た。

### 三 新刑法典の体裁

#### ——概 要——

先ず、形式的にみた場合に、新刑法典は、どのような体裁をもっているか。本法は、総則編全七四条、各則編全二五〇条の総計三二四条から成る法典である。これを直近の一九七一草案と対比してみると、同案では、総則編が七七条であつたから、ここにおいては三条ほど削除され、各則編は二五三条であつたから、ここにおいても三条削減されている。

それをさらに検討してみると、総則編では、第五章「条件付刑の猶予、条件付釈放、指示および保護観察」のうち、七一年草案の第四五条「代替自由刑の条件付猶予」と第五四条「疑問のある保護観察における試験期間の延期」が削除され、第六章「時効」のうち、第六三条「予防処分の必要性の新たな検討」が削除された。

各則編の三ヶ条の削減は、かなり錯綜した増減の結果として、都合三ヶ条少なくなつた。

まず、注目すべきことは、七一年草案において、第一章「身体および生命に対する可罰的行為」のうちに包括されていた「墮胎罪」が、新たに第二章として独立の地位を与えられた(第九六条乃至九八条)。その結果として、条文数は減つたのに、章の数は全二五章なり、一章増えた。

条文数に増減のある部分は、左の通りである。

第一章から第三章まで(七一年草案では、第一章(前出)と第二章「自由に対する可罰的行為」)のうち、墮胎に関する規定が、五ヶ条から三ヶ条に整理され、さらに、第一一六条「懐胎の婦女を救助するための独断による手術」をも、第二章から削除した。

第六章(七一年草案では、第五章)「他人の財産に対する可罰的行為」(第二五条乃至一六八条)のうち、第一四三条乃至一四七条に規定されていた他人の狩猟権と漁業権とに関する五ヶ条を二ヶ条にまとめた結果として、ここで三ヶ条減つた。

第七章(七一年草案では、第六章)公共に危険な可罰的行為(第一七八条乃至一九八条)においては、逆に、二ヶ条増えているが、これは、第一八四条「無免許医」と第一八六条「航空の安全の故意による危険化」とを加えたためである。

そして終結部に、形式的な規定である「移行規定」(第三三三条)を置いたことによつて、一ヶ条増え、以上を総合して、結局、三ヶ条が、各則編で削除されたことになる。

もつとも実質的にみると、条文数は変らないけれども、条文内容がかなり修正されている点について、ここで詳しく紹介することはできない。

#### 四 新刑法典における墮胎罪規定

##### ——諸草案との比較——

一 現在、西欧の国々において、墮胎罪に関する刑法上の規定の改正をめぐつて、次々に新しい立法例が見られるようになった。言うまでもなく、そこには、意識の変化、人口政策の変容に対応する立法者の決断、世論、殊に、教会を中心とする保守的な考え方を維持しようとはかる反対党の根強い抵抗など、現代社会に特有の価値観の分裂が如実に現われている。

相次いでなされた若干の最近の立法例のうち、墮胎罪規定を自由化しようと試みたものについて例示すると、一九七三年一〇月一日に、デンマークにおいて、墮胎罪に関する特別法が施行されたという<sup>(9)</sup>。この法律について、原資料に接していないが、いわゆる墮胎許容期間を規定するという方法で解決したものと思われる。

一九七四年五月二十九日には、スウェーデンの国会は、二一四票対一〇三票の大差で、新墮胎法を可決したという。これによつて、受胎後、一二週間以内は、懐胎の婦女の自由な決断で墮胎を行うことが許容され、その後、一八週までの墮胎は、社会福祉司(Socialtjänst)の助言を得なければならぬとされている。一八週以後の墮胎は、原則として認められないこととなつたものと思われる。な

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

お、同時に、妊娠予防についての広範な制度化がなされ、相当の費用がかかるピルなどの使用については、健康保険で負担されることとなつた模様である。この新しい特別法により、刑法典第二部第三章第四条(墮胎に関する規定)は、一九七五年一月一日に廃止され、それに代つて、墮胎法第九条の不法な墮胎についての規定が置かれることになつた。<sup>(10)</sup>

一九七四年六月五日には、西ドイツの連邦議会が、参議院で通らなかつた墮胎に関する第五次刑法改正法を二六〇票対二一八票の差で可決し、これによつて、新二一八条が成立した。新しい規定によると、受胎後、一三日以後になされた墮胎が、三年以下の自由刑又は罰金に処せられることになつた。<sup>(11)</sup>他方、受胎後三月以内の墮胎も、正規の医師により行なわれる限り、合法となつた。

この法律は、六月二日に発効の予定であつたが、キリスト教民主同盟が政権をとつているバーデンヴュルテンベルク州政府から、この規定の憲法違反性が連邦憲法裁判所に提訴されていた。その異議申立の理由は、一二週未満の胎児に対して墮胎を認めることは、「人間の尊厳」に関するボン基本法第一条の規定に反するものと考えられた。

憲法裁判所は、六月二日の深夜に、この法律の合憲・違憲に関する最終的な判決を下すまで(今秋に予定されているという)、医学的、遺伝的及び倫理的適応症に関する部分を除き、三月以内の一般的な墮胎の不可罰性に関する規定部分の効力を一時停止するという暫定的な命令を下した。日本の一部の新聞で、「違憲」という判決

を下したとする報道は、従つて、誤報である。アルトゥール・カウフマンによれば、憲法裁判所が合憲の判決を下すことは、充分にありうることであるという。

このように、墮胎罪に関する現在の立法例は、「完全な自由化」を目ざすものではなく、又、自由化についても、必ずしも国民の間でコンセンサスが得られているわけではない。現代社会の矛盾、異なる価値観の鋭く対立するこのような難しい分野について、外国の立法状況を検討するに当つては、充分慎重に扱う必要があり、セカンドハンドの資料などをかき集めて行なう表面的な考察は、大局の判断を誤る危険を常に伴う。

国会審議は勿論、その内外で複雑に展開されている論議を原資料に当つて詳しく分析する態度こそ望まれる。安易な比較法は、むしろ避けるべきであらう。<sup>(12)</sup>

以下のオーストリアの立法上の推移も、勿論、この種の表面的な比較検討のそしりを免れない。<sup>(13)</sup>

二 以下において、前掲の早稲田大学ドイツ刑法研究会の手になる邦訳を使つて、各草案の間の変遷のあとを比較することにした。

その際に、若干、訳語を修正したところがある。その多くは、語感の問題であるから、殆んど言葉の選択の際の趣味にすぎず、とりたてて異を唱えるつもりはない。

その一として、一九六二年草案第九九条第一項の冒頭に、「母胎

の胎児を殺したまたは墮胎によつてこれを殺し」と訳出されているが、後の一九六四年草案第九九条、一九六八年草案第九〇条で、それぞれ「母胎中または墮胎によつて胎児を殺し」「懐胎の婦女がその胎児を母胎中または墮胎によつて殺し」と訳出され、その個所の文章が、ほぼ同じであるので、一九六四年草案の例にならない、さらに、「母胎中」というよりは、「母胎内」とする方が語感として良いと思うので、「母胎内」または墮胎によつて胎児を殺し」と改めた。

その二として、一九六四年草案第一〇〇条第一項、一九六八年草案第九一条に「懐胎の婦女を胎児の殺害へ規定し」と訳出されているが、この部分は、「懐胎の婦女をして胎児の殺害へと決意させ」と改めた。原文は、*die Schwangere zur Tötung bestimmt* である。私の語感では「規定する」という訳語からくるものは、「犯人が他人に何かをさせる」という原文のイメージに合わない。もつとも、私の修正点はいささか意識かも知れないので、御意見があれば、うかがいたいと思つている。

三 墮胎罪に関するオーストリアの立法提案を検討するに当つて、改正前の規定がどうなつていたかをまず見ておく必要がある。

旧規定は、一九四五年刑法典（その大部分は、一八五二年五月二七日の普通刑法法である）の第六章「胎児の墮胎について」であつて、第一四四条（自己の胎児の墮胎）、第一四五条（刑）、第一四六条（共犯者）、第一四七条（他人の胎児の墮胎）、第一四八条（刑）の五ヶ条から成

ついでに<sup>(14)</sup>

これを訳出してみると、次の通りである。

## 1 改正前の旧規定

墮胎 (Abtreibung der eigenen Leibesfrucht)

自己の胎児の墮胎

### 第一四四條

その胎児の墮胎を惹起し又はその子を死産させる方法で出産させる、なんらかの行為を意図して企てた婦女は、重罪につき責任を負う。

## 刑

### 第一四五條

墮胎が試みられたが、成功しなかつたときは、その刑は、六月と一年との間の懲役 (Kerker) とする。実現した墮胎は、一年と五年との間の重懲役に処する。

〔共犯者〕

第一四六條 (一九三七年刑法一部改正法により改正、一九三七年官

報二〇二号)

(一) 懐胎の婦女をその胎児の墮胎へとそそのかし又はその者に対し墮胎のために援助をなした者は、その協力が未遂にとどまつた場合であつても、此の重罪の共犯者である。

(二) 共犯者は、一年と五年との間の重懲役に処し、その者が営業として墮胎に協力したときは、五年と一〇年との間の重懲役に処

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

する。

他人の胎児の墮胎

### 第一四七條

いかなる意図によるにせよ、母親の意志に反して、その胎児の墮胎を生ぜしめ又はそれを試みた者も、此の重罪につき責任を負う。

## 刑

### 第一四八條

この重罪は、一年と五年との間の重懲役とし、この罪により、同時に母親に対し、生命に対する危険又は健康に対する害を生ぜしめたときは、五年と一〇年との間の重懲役に処する。

× × ×

此の旧規定は、形式的に見ると、犯罪に関する部分と刑罰に関する部分とを分けて、別の構成要件に規定するという体裁をとつて居り、旧刑法典では、全体として採用しているものであるにせよ、この形式は、立法の方法としては、いささか古めかしく、煩雑である。

旧規定のうち、最も改正を必要とするものは、刑罰に関する部分であつた。これは、懲役 (Kerker) と禁固 (Arrest) に分れ、前者は、第一部重罪に対して科せられ、後者は、第二部軽罪と違警罪に對して科せられる。懲役には、重懲役と懲役の二種があり、無期懲役と六月以上二〇年以下の懲役に分れている (第一七條)。



重懲役には、一等と二等とあつて、二等のものには、鎖を枷している(第一六条)。

禁固も、重禁固と禁固に分れ、さらに、一等と二等とに分かれている(第二四四条、二四五条)。刑期は、二四時間以上六月以下である。刑に関する規定をみると、食事、労働、その他の施設内での条件がかなり詳細に区別され、今日の目からみると、古色蒼然として

いる。周知のように、オーストリアは、一九六九年行刑法により、単一刑を採用したので、各則の刑は全面的に書き変えられなければならない

なかつた。旧規定の内容からみれば、墮胎に関しては、「死産させる方法(auf solche Art, daß das Kind tot zur Welt kommt)」という用語であるとか、構成要件的な行為を副文章で「こたことと記述するなど、今日のな法律用語の例からみて、正確かも知れないが、法律の文章としては、余りにも説明的にすぎる。共犯者に関する規定や未遂に関する規定が、本文中に別項で書き分けられていることも、いささかわずらわしい。

他方、墮胎をした者の行為事情を斟酌する規定がないことも、本の適用上、相当に拘子定規の運用をなさしめたのではなからうか。

## 2 一九六二年草案における墮胎罪規定<sup>(15)</sup>

懐胎の婦女による墮胎

第九九条

(一)母胎内または墮胎によつて胎児を殺し、または他人による殺害を許容した婦女は、一年以下の自由刑に処する。  
(二)特別に軽い事態においては、裁判所は、その刑を免除することができる。  
(三)時効は二年で完成する。

他人による墮胎

### 第一〇〇条

(一)懐胎の婦女の同意を得て、胎児を母胎内または墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女に対しこれを殺害することの補助をなした者は、六月以上五年以下の自由刑に処する。

(二)懐胎の婦女の同意なくして墮胎を行ないまたはこの所為を営業として行なつた者は、五年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(三)懐胎の婦女が墮胎の結果、死亡したときは、その行為者も、同じである。

墮胎の申出および墮胎剤の広告

### 第一〇一条

墮胎を促進するために、公然と、自己または他人を用いるよう申出た者、または薬物、物件または処置方法を広告し、推賞または陳列した者は、二年以下の自由刑または五〇万シリング以下の罰金に処する。

懐胎の婦女に対する軽卒な手術

## 第一〇二条

(一) 懐胎の婦女につき、他の方法では防止できない生命の危険またはその肉体的なまたは精神的な健康に対する長期にわたつて持続する重い損害の危険を防止する意図で、流産を惹起しまたは母胎の胎児を殺し、または、予め、良心的な方法において、そして、特別な規定の存する限り、そこに掲げられた方法において、そのような危険が現実存在するといふ確信に到達することなく、そうすることを勧めた者は、想像した危険が存在しなかつたときは、一年以下の自由刑に処する。健康に対する長期にわたつて持続する重い損害の危険が他の方法では防止できないものであるかどうかの問題を決定するに際しては、その婦女がそのもとで生活することを余儀なくされている経済的関係をも斟酌するものとする。

(二) 事情の如何によつては、不治の病氣の子供または犯罪的に、暴力的に妊娠させられた結果もうけられた子供を産むかもしれないという懐胎の婦女の不安が、その精神的な健康に対する長期にわたつて持続する重い損害の危険とならないかどうかをも、特に検討するものとする。

(三) 特別に軽い事態においては、裁判所は、その刑を免除することができる。

X X X

此の提案の特色

一九六二年草案における墮胎罪規定は、内容的にみて、極めて進

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

歩的であると評することが出来る。そこに提案された多くのものが、後の草案では、次第に削除され、大幅に修正され、その後に至り、性意識の漸次的な変化と、それに対応するヨーロッパ諸国における立法例で提案された自由化の影響を受けて、オーストリアの立法者も、この趨勢を受け容れて公表した一九七一年政府草案において、一九六二年案の提案の多くを再び採用するに至つたのである。

第九九条第二項に提案された「特別に軽い事態」に対する一般的な「裁量の免除」の規定は、その後の諸草案においては削除されたが、一九七一年案に、若干、形を変えて再び導入された。

同第三項の「時効」の規定は、その後、復活していない。恐らく、一般的な「時効規定」で充分であり、特に、この種の特別な時効規定を設ける実益はないと考えたからであろう。

第一〇〇条については、同意墮胎、不同意墮胎、営業墮胎、墮胎致死が一ヶ条にまとめられている点は、諸他の草案には見られない特色であるが、類型的にかなり多様なこれらを一括することは、立法技術としては疑問がある。

第一〇二条において、「健康に対する長期にわたつて持続する重い損害の危険」を記述するに際して、「健康」に「肉体的又は精神的健康」と限定を付した。これは、一九六四年、六八年案では、はずされている。七一年案も当該条文から削除されているが、別の個所で、これに類似の限定を付している(第八七条第二項)。

又、同項後段で「経済的關係 (die wirtschaftlichen Verhältnisse)」の斟酌を規定しているのは、後の草案との対比で特色がある。これ

は、「社会的適応症」を明示したものと評価しうる。

第二項に、「不治の病氣の子供または犯罪的に、暴力的に妊娠させられたこと」、これらに対する不安が、懐胎の婦女に精神的な健康に対する損害の危険として把握されていることが注目に価する。

これは、その後の草案では削除され、七一年案において復活された(第八七条第二項、第三項)。

### 3 一九六四年草案における墮胎罪規定<sup>(16)</sup>

#### 懐胎の婦女による墮胎

#### 第九九条

母胎内でまたは墮胎によつて胎児を殺し、または他人による殺害を許容した婦女は、三年以下の自由刑に処する。

#### 他人による墮胎

#### 第一〇〇条

(一)懐胎の婦女の同意を得て胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女をして胎児の殺害へと決意させ、またはその他、このような殺害の遂行に関与した者は、六月以上五年以下の自由刑に処する。行為者が営業として行為したとき、またはその所為が懐胎の婦女の死の結果を生じさせたときは、行為者を一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(二)懐胎の婦女の同意を得ないで胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

#### 第九九条および第一〇〇条のための共通規定

#### 第一〇一条

懐胎の婦女から、他の方法では避けられない現在の生命の危険またはその健康に対する長期にわたつて持続する重い損害の危険を回避させる所為は、第九九条および第一〇〇条によつては、これを罰しない。上記の危険の一つが存在するかどうかの問題の判断にあつては、懐胎の婦女の肉体的および精神的性質にあわせて、懐胎の婦女がそのもとで生活することを余儀なくされている事情をも斟酌するものとする。

#### 懐胎の婦女に対する軽率な手術

#### 第一〇二条

(一)第一〇一条に掲げられた懐胎の婦女に対する危険を誤つて想定し、且つこのような想定において胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女をして他人による殺害の許容を決意させ、またはその他、予め、良心的な方法で、さらにその点に關して特別規定の存する限りは、その規定中に掲げられた方法で、危険が現実存在するものと確信することなく、そのような殺害の遂行に關与した医師は、一年以下の自由刑に処する。

(二)医師でない者であつて、胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女のそのような行為に關与した者は、その所為が第一〇〇条によつて刑を科されていないときは、六月以下の自由刑に処する。ただし、その者が他の方法では避けることので

できない直接の生命の危険から懐胎の婦女を救うために、適時に医師の救助を得られなかつた事情の下で行爲した場合は、この限りでない。

### 墮胎の申出および墮胎剤の広告

#### 第一〇三条

墮胎を奨励するために、公然と、自己または他人を用いるよう申出た者、または薬物、物件または処置方法を広告し、推賞または陳列した者は、二年以下の自由刑または五〇万シリング以下の罰金に処する。

#### 此の提案の特色

一九六四年案は、六二年案に対する修辭的な修正にとどまるものとされているが、墮胎罪については、かなりの修正が見られる。

第九九条においては、すでに指摘したように、六二年案第九九条の第二項、第三項を削除している。法定刑が三年に引き上げられていることに注目したい。

第一〇〇条においては、六二年案の第一〇〇条と比べ、「懐胎の婦女をして胎児の殺害へと決意」させたことをも、行為態様に加えた。教唆的な行為も明示的に処罰しようとするものであろう。

なお、営業的墮胎と墮胎致死を第一項の中に後段として規定し、法定刑の下限を一年に下げたこと、不同意墮胎を第二項とし、同じく法定刑を一年に下げたことは、六二年案と比べて特色がある。しかし、立法技術的に、同意墮胎と不同意墮胎を同一条文に掲げるこ

一九七四年オーストラリア新刑法典と墮胎罪規定について

とは、やはり疑問としなければならない。

第一〇一条は、緊急避難的に行なわれぬ墮胎行為の不可罰性についての規定である。ここにおいて、いわゆる「適応症の列挙」という形ではなくて、生命の危険、健康に対する危険を回避するための行為として捕捉し、その危険の存否についての判断に当たり、懐胎の婦女の肉体的・精神的性質とともに、生活事情の考慮がうたわれている。この場合に、「事情 (Instände)」という漠然とした文言が用いられている点は、「社会的適応症」という把握の仕方とは、幾分、異なるものがある。

軽率な手術に関する第一〇二条が、六二年案と異なり、行為の主体を「医師」と「医師でない者」に分けた点に注目したい。その第二項に、後者の場合、「適時に医師の救助を得られなかつた場合」の不可罰規定が置かれていることにも、注目しておいてよいであろう。このような提案は、六八年案の第九三条においても、承継されている。なお、本条には、六二年案の第一〇二条第二項にあつた「遺伝的適応症」と「倫理的適応症」とが削除されていることに注意しておきたい。

第一〇三条は、六二年案第一〇一条とほぼ同じであり、「促進」という文言を「奨励」と改めた。

部分的には、若干進歩していると評しうる。

4 一九六八年草案における墮胎罪規定<sup>(17)</sup>

#### 懐胎の婦女による墮胎

第九〇条

母胎内でまたは墮胎によつて胎児を殺し、または他人による殺害を許容した懐胎の婦女は、重罪を犯したものであり、三年以下の自由刑に処する。

他人による墮胎

第九一条

(一)懐胎の婦女の同意を得て、胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女をして胎児の殺害へと決意させ、またはその他、このような殺害の遂行に寄与した者は、六月以上五年以下の自由刑に処する。

(二)行為者が営業として行為したとき、またはその所為が懐胎の婦女の死の結果を生じさせたときは、行為者を五年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(三)懐胎の婦女の同意を得ないで胎児を母胎内<sup>で</sup>または墮胎によつて殺した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。ただし第二項の要件を備える場合には、五年以上一〇年以下の自由刑に処する。

第九〇条および第九一条のための共通規定

第九二条

懐胎の婦女から、他の方法では避けられない現在の生命の危険またはその健康に対する持続する重い損害の危険を回避させる所為は、第九〇条および第九一条によつては、これを罰しない。

懐胎の婦女に対する軽率な手術

第九三条

(一)第九二条に掲げられた懐胎の婦女に対する危険を誤つて想定し、且つこのような想定においてその胎児を母胎内<sup>で</sup>または墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女をして胎児の殺害を許容せしめ、またはその他予め良心的な方法で、さらに、その点に関して特別規定の存する限りは、その規定中に掲げられた方法で、危険が現実<sup>に</sup>存在するものと確信することなく、そのような殺害の遂行に寄与した医師は、一年以下の自由刑に処する。

(二)医師でない者であつて、胎児を母胎内<sup>で</sup>または墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女のそのような行為に寄与した者は、その所為が第九一条によつて刑を科されていないときは、六月以下の自由刑に処する。ただし、その者が他の方法では避けることのできない直接の生命の危険から懐胎の婦女を救うために、適時に医師の救助を得られなかつた事情のもとで行為した場合は、この限りでない。

墮胎の申出および墮胎剤の広告

第九四条

墮胎を奨励する意図<sup>で</sup>、公然と、自己または他人を用いるよう申出た者、または薬物、物件または処置方法を広告し、推賞または陳列しまたはその他これ<sup>を</sup>入手できるようにした者は、二年以下の自由刑または二〇万シリング以下の罰金に処する。

× × ×

## 此の提案の特色<sup>(18)</sup>

六八年案は、前二者と比べると、内容的にかなり後退した。殊に、不可罰とする事由を大幅に削除し、法定刑が引きあげられている点は、墮胎罪を重く罰しようとする意志の現われであつて、かなり疑問である。

第九〇条は、六四年案の第九九条とはほぼ同じ内容であるが、「重罪を犯したものであり」として、此の罪が、比較的重い犯罪であるということを示したものである。この規定の体裁は、オーストリア刑法典の伝統的な方法に近いと評しうる。

第九一条では、營業的墮胎と墮胎致死を別項とし、第二項を独立させ、第三項の不同意墮胎と三つの類型に分けた点は、六二年案に近いが、内容的には、六四年案のような類型化がなされている。

又、法定刑の下限が一年から五年に引き上げられたことは、いささか重すぎるといふ印象を与える。

第九二条で注目すべき点は、六四年案の第一〇一条から、後段を削除したことである。このことによつて、懐胎の婦女の生活における事情、その肉体的・精神的性質の考慮に対する法規上の手がかりがなくなつたことは、かなり疑問としなければなるまい。

第九三条は、六四年案の第一〇二条に対応し、内容的に、ごくわずかな修正が加えられた。「懐胎の婦女をして他人による殺害の許容を決議させ」とあつた個所を、単に、「懐胎の婦女をして胎児の殺害を許容せしめ」としたこと、「関与」といふ文言に代えて「寄与」としたことが主たる改正点である。

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

第九四条は、六二年案一〇二条、六四年案第一〇三条とほぼ同じであるが、「意図で」といふ文言を加え、一種の目的犯であること<sup>(19)</sup>を明示し、「その他これを入手できるようにした」といふ文言を加えた。

このような種類の規定は、刑法に性道徳の維持機能があるとする考え方<sup>(20)</sup>に由来するものであり、道徳の防波堤という意識は、時代の風潮にそわなないものである。

## 5 一九七一年草案における墮胎罪規定<sup>(19)</sup>

### 懐胎の婦女による墮胎

#### 第八五条

(一)母胎内<sup>(21)</sup>でまたは胎児を殺し、または他人による殺害を許容した婦女は、一年以下の自由刑に処する。

(二)特に顧慮に価する理由の存するときは、懐胎の婦女は、前項の規定により罪とならない。

### 他人による墮胎

#### 第八六条

(一)懐胎の婦女の同意を得て、胎児を母胎内<sup>(22)</sup>でまたは胎児によつて殺し、または懐胎の婦女をして胎児の殺害へと決議させ、またはその他このような殺害の遂行に寄与した者は、三年以下の自由刑に処する。

(二)行為者が營業として行為したときは、行為者を六月以上五年

以下の自由刑に処する。

(一)第八五条第二項の要件のあるときは、その事由により墮胎への関与をなした者も、前二項により罪とならない。ただし、医師でない者であつて、胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺した者は、この限りでない。

四懐胎の婦女の同意を得ないで、胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

### 第八五条および第八六条のための共通規定

#### 第八七条

(一)所為が懐胎の婦女の生命または健康に対する他の方法では避けられない重大な危険を回避するために必要であるときは、行為者は第八五条および第八六条によつては、これを罰しない。

(二)重大な危険が存在するかどうかの問題を判断するにあつては、懐胎の婦女の肉体的および精神的性質にあわせて、懐胎の婦女がそのもとで生活することを余儀なくされている事情をも斟酌するものとする。

(三)事情の如何によつては、不治の病氣の子供または犯罪的に、暴力的に妊娠させられた結果もうけられた子供を生むかも知れないという懐胎の婦女の不安が、その精神的な健康に対する重大な危険とならないかどうかをも検討するものとする。

### 懐胎の婦女に対する軽率な手術

#### 第八八条

(一)第八七条に掲げられた懐胎の婦女に対する危険を誤まつて想定し、かつこのような想定においてその胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女をして胎児の殺害を許容せしめ、またはその他予め良心的な方法で危険が現実存在するものと確信することなく、そのような殺害の遂行に寄与した医師は、一年以下の自由刑に処する。

(二)医師でない者であつて、胎児を母胎内でまたは墮胎によつて殺し、または懐胎の婦女のそのような行為に寄与した者は、その所為が第八六条によつて刑を科されていないときは、六月以下の自由刑または三六〇日分の罰金に処する。ただし、その者が他の方法では避けることのできない直接の生命の危険から懐胎の婦女を救うために、適時に医師の救助を得られなかつた事情のもとで行つた場合は、この限りでない。

### 墮胎の申出および墮胎剤の広告

#### 第八九条

墮胎を奨励する意図で、公然と、自己または他人を用いるよう申出た者、または薬物、物件、または処置方法を広告し、推賞しまたは陳列しまたはその他入手できるようにした者は、二年以下の自由刑または三六〇日分以下の罰金に処する。

此の提案の特色

×

×

×

すでに、六二年案について指摘したように、本草案の第八五条第二項は、同案の第九九条第二項に極めて類似した規定である。「特

に顧慮に価する理由」という文言は、六二年案においては、「特別に軽い事態」となつていた。自己墮胎について、この種の「不処罰」の規定を置くことは、この犯罪の性質上、適切であると思われる。

第八六条第一項は、法定刑を三年以下とし、かなり思い切つた切り下げをした（有期自由刑の下限は、第一八条第二項により、一日である）。第二項の營業的墮胎も、法定刑の上限と下限をそれぞれ引き下げている。

第三項は、第八五条第二項に対応する不可罰規定であるが、後段は、医師でない者の手になる墮胎について、前段の適用を除外している。不同意墮胎に関する第四項の法定刑は、六八年案第九一条第三項と同じである。

第八七条は、六八年案第九二条と比べるとかなり手が加わつた。

その第二項は、六四年案の第一〇一条の後段を復活させ、これを新たに別項としたものであり、その第三項は、さらに、六二年案の第一〇二条第二項を復活させ、さらに別項として新たにたてたものである。かくして、實質的には、社会的適應症、遺伝的適應症及び倫理的適應症が、医学的適應症と併せて考慮されることになつた。

第八八条では、その第二項の法定刑に罰金が増えられ、それが日数罰金で法定されている点に特色がある。

第八九条についても、罰金刑が日数罰金として法定された。

## 6 新刑法典における墮胎罪規定<sup>(21)</sup>

### 墮胎

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

## 第九六条

(一) 懐胎の婦女の同意をえて、その妊娠を中絶した者は、一年以下の自由刑に処し、その所為を營業としてなした者は、三年以下の自由刑に処する。

(二) 直接手を下した行為者が医師でないときは、三年以下の自由刑に処し、その所為を業としてなし、またはその所為の結果、懐胎の婦女を死亡するにいたらしめたときは、六月以上五年以下の自由刑に処する。

(三) 妊娠中絶を自から行ないまたは他人による殺害を許した婦女は、一年以下の自由刑に処する。

### 墮胎の不可罰性

#### 第九七条

(一) 以下の各号の場合において、所為は、第九六条により罪とならない。

1 妊娠中絶が、妊娠後の最初の三月以内であつて、事前の医師による助言の後、医師により行なわれたとき、または、

2 妊娠中絶が、生命に対する他の方法では避けることのできない重大な危険または妊娠の身体もしくはは精神の健康に対する重大な損害を避けるために必要であるとき、または子供が精神的もしくは身体的に重大な毀損をしている著しい危険があるときまたは妊婦が妊娠の時に未成年であつたときであり、且つこれらの諸場合に、中絶が医師により行なわれたとき、または、

3 妊娠中絶が、他の方法では避けることのできなかつた直接の生



命の危険から懐胎の婦女を救うために、適時に医師の救助を得られなかつた事情の下で行なわれたとき。

(二) 医師は、妊娠中絶を実行またはそれに関与する義務を負わな  
い。但し、中絶が直接にさし迫つた、他の方法では避けることので  
きな生命の危険から懐胎の婦女を救うために、遅滞することとな  
く必要なときは、この限りでない。患者の看護の仕事、医学的・  
技術の仕事または衛生の仕事に従事している者も、同じである。

(三) 罪とならない妊娠中絶、それへの関与または妊娠中絶を行な  
うこともしくはそれへ関与することの拒否を理由として、いかな  
る種類の不利も与けることはない。

#### 懐胎の婦女の同意のない妊娠中絶

#### 第九八条

(一) 懐胎の婦女の同意をえないで妊娠中絶をした者は、三年以下  
の自由刑に処し、その所為の結果、懐胎の婦女を死亡するにいた  
らしめたときは、六月以上五年以下の自由刑に処する。

(二) 妊娠中絶が、他の方法では避けることのできない直接の生命  
の危険から懐胎の婦女を救助するため、適時に懐胎の婦女の同意  
が得られなかつた事情の下で行なわれたときは、行為者は第一項  
により罰せられない。

× × ×

#### 新法の特色<sup>(22)</sup>

新刑法典の墮胎罪に関する規定は、一九六二年案以後の諸提案と  
比べて、幾多のすぐれた点を持つている。

その第一は、同意による墮胎と自己墮胎(第九六条)を不同意墮  
胎(第九八条)から区別して別条にしたこと(もつとも、第九六条の第  
一項が同意墮胎、営業墮胎、第三項が自己墮胎となつている点は、むしろ、  
第三項の内容を第一項とし、第一、第二項を順にくり下げた方がよいと思わ  
れる)、第二は、三ヶ月以内の妊娠中絶につき、医師の助言を要件とし  
つつ、医学的適応症、遺伝的適応症とともに未成年の妊婦につい  
ての墮胎という形で、いわゆる倫理的適応症につき考慮したこと  
(倫理的適応症については、六二年案第一〇二条第二項、一九七一年案第八  
七条第三項のような明示的な文言を用いず、「未成年者」という文言で、強  
姦の被害を受け、妊娠した年若い婦女の精神的負担を解消することを配慮し  
たのであつて、説明書は、限定的な倫理的適応症に関する規定といつてい  
る)。第三に、いかにもカトリックの強い国の法律らしく、医師その  
他医業に従事する者に対して、緊急の事態のほかは、妊娠中絶の実行  
に対して義務づけを行なわない旨を明記したこと、などである。

他方、「懐胎の婦女の生活事情」(六四年案第一〇一条後段、七一年  
案第八七条第二項)、さらに、「婦女の生活の経済的關係」(六二年案第  
一〇二条第一項後段)のような「社会的適応症」については、何らふ  
れていないので、これは認めていないと思われる。

全体としてこの規定を考察するならば、自由化へ大きく前進した  
ものと評することができる。このような立法者の態度の変化は、一  
つには、諸外国の立法例(デンマーク、スウェーデン、西ドイツ)によ  
り影響を受けたことと、時代の流れを立法者が敏感に受けとめたこ  
とによるものと言えよう。

司法委員会の提案説明書にも、その事実がはつきりと出ている。

今次の墮胎罪規定は、スクリテク、アンネリーゼ・アルプレヒトらの議員の提案によるものであるが、提案理由として、「妊娠中絶が、受胎調節の社会的に望ましい方法でも、医学的に推薦に価する方法でもないことには争いが無い。しかし、年間推定三万件ないし一〇万件の非合法的な墮胎に直面すると、重罰を科すことが墮胎防止のための適切な方法でないことは争いえない」とされ、それに対応する方策として、要約すると、刑法によるよりも、有効かつ人道的な処置は、あらゆる国民層に対し、受胎を調節する薬物入手しうるようにし、オーストリア全土に、家族計画相談所を設置し、将来の妊娠中絶を防ぐための医師による婦人相談の機会を造り、各学校に総合的な性教育を実施し、避妊についての即物的な情報をマスメディアによつて知らせ、哺育所や全日制の学校を建設し、その他、家庭を實質的に援助する施策を樹立することが望ましい、とされた。

一九七一年に刑法改正（政府）草案が提出された後、オーストリアでも、政府案の内容を越えて、墮胎罪の可罰性を後退させる声が大きくなり、重要な研究所や個人が、墮胎罪の完全な削除を求める見解を発表した。

この状況の下で、一九七二年四月に、オーストリア社会党は、ヴイラツハで党大会を開催し、次のような決議をまとめた。

「墮胎に対する今日の非人間的な刑罰規定は、オーストリア刑法の全面改正の進行において、政府案で提案された適応症（を例示する）解決と関係なく、医学的に主張の可能な時間的な範囲内で、「婦

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

女の」自からの決断の自由を認めることにより、婦女の葛藤状況に完全に考慮を払おうというように形成すべきである。この改正により、一方では、妊娠を継続するか中絶するかについての判断が婦女から奪いえないという事実を考慮を払い、他方、上述の社会政策的処置の実現に強いてこ入れがなされるべきである」と。

この決議が、後に、社会主義議員クラブと連邦参議院議員の討議を経て、司法委員会の社会党委員の研究会で討論、採決の結果、現行墮胎罪規定についての要綱となつた。

「妊娠の初期の三ヶ月以内に、葛藤状況にある婦女が、医師による相談を経て、妊娠の中絶について決断をする婦女の権利を承認すること、一般的に認められた適応症（医学的、優生学的適応症、未成年者に限定されているが、倫理的適応症）が存在する場合には、期間に拘束されることなく墮胎は不可罰であること、妊娠中絶は、医師の手によること。」

説明書は、今般の新刑法典の墮胎罪規定が、墮胎の可罰性を維持しつつ、例外を大幅に認める規定を採用した点を、中道を歩んだものといっている。そこで列挙された立法上の思想について、詳しく論じられているが、内容的には、右で紹介したことと大体において変りはない。ただ、何故、三ヶ月という期間を一応の限界として設定したかについて、次のような理由づけがなされている。

「大体、四ヶ月から、懐胎の婦女に、通常、子供ができたという感情が育ち、従つて、墮胎についての精神的な気持は、本質的に少なくなる」と。早期には、犯罪行為をしていると感ずることなく、

墮胎が行なわれること、又、手術も、医学的、技術的に、危険が少いこと、中絶後の作用も、三ヶ月以後では、増加することが指摘されている。七一年案の適応症は、範囲が狭く、下層階級に属する婦女には不利であつて、階層的に、取り扱いが異なることになり、法の不安定をまねくという指摘も、注目しておいてよいであろう。

倫理的適応症については、文言上、これを明記せず、懐胎の婦女が「未成年者」であるという事例に、犯罪の被害を受けて懐胎した場合を考慮するという規定方法をとつたことが、説明書で明らかにされている。

- (9) 注8にあげた資料の110頁による。
- (10) この部分については、ゲルハルト・シムソン氏の私信(一九七四年六月六日付)によつた。なお、この法律の成立に関する立法資料は、同氏から送られてきた。何らかの形で、公開したいと思つてゐる。
- (11) この前後の個所は、フルトワール・カウフマン教授の私信(一九七四年六月二六日付)及び回封された新聞記事(Städeutsche Zeitung München, 24. Juni 1974)によつた。
- (12) 毎日新聞(昭和四十九年六月二日夕刊)。
- (13) 西ドイツの連邦議会における第五次刑法改正法の審議に際して行なわれた参考人の意見陳述についてふれていない「西ドイツの立法状況」の紹介など、一体、あつてよいものかという点について、宮沢浩一・改正刑法草案の「刑罰論」について、法律時報第四六卷第六号二六頁注13で指摘しておいた。具体的に指摘することは遠慮するけれども、ソ連の墮胎罪に関する立法状況について言及する場合、原典を訳解する能力すらない者がこの拳に出ることは、ペダントリー以外の何物でもあるまい。
- (14) 訳出に当つて Foregger-Serini, op. cit. v. Kaniak, Strafgesetz.

- 5. April 1960) とを参照した。条文の見出しは、両者の見出しを参考にしたが、第一四六条については、筆者が内容から考えて、適宜つけてみた。
- (15) 前出、刑事基本法令改正資料第五号四八頁以下を参考にした。
- (16) 前出、刑事基本法令改正資料第九号四六頁以下を参考にした。
- (17) 前出、刑事基本法令改正資料第一四号四六頁以下を参考にした。
- (18) 六八年案は、一般に評判が悪く、かなりきびしい批判の新聞記事がある。AZ, 18. August 1968: Sonderrecht für Schwangere Frauen? Auch schwere Gesundheitsschäden sollen kein Grund für Schwangerschaftsunterbrechung sein—Keine Milde bei Zeugnung durch Gewalt (Manfred Scheuch).
- (19) 邦訳に使用した資料は、30 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates XIII. GP. Regierungsvorlage. Bundesgesetz vom XXXXXX über die mit gerichtlicher Strafe bedrohten Handlungen (Strafgesetzbuch—StGB) 16. 11. 1971. 以下略。
- (20) 一九七一年案の公刊前後に、次のような論文がある。解説に若干利用した。
 

Diethelm Kienapfel, Frühabort und Strafrecht, Juristische Blätter, 1971, S. 175 ff., Karl Marschall, Grundsetzfragen der Schwangerschaftsunterbrechung im Hinblick auf die verfassungsgesetzlich gewährleisteten Rechte auf Leben, Juristische Blätter, 1972, S. 497 ff.

特に、後者は、実に詳細な論稿であり、前者は、西ドイツの代案ソープの考え方に近い発想に基づいて論旨を展開している。
- (21) 邦訳に当つて、注7の文献を利用した。
- (22) 注8の資料、特に、一九九頁以下によつた。

諸草案と新刑法の章別対照表

〔総 則〕

章名 / 草案	一九六二年	一九六四年	一九六八年	一九七一年	新刑法典	内容摘記
第一章	第一条—一七条	第一条—一七条	第一条—一五条	第一条—一六条	第一条—一六条	一般的規定
第二章	第一八条—三七条	第一八条—三七条	第一六条 第一七条—三四条	第一七条 第一八条—三一条	第一七条 第一八条—三一条	
第三章	第三八条—四七条	第三八条—四七条	第三五条—四四條	第三二条—四二条	第三二条—四二条	可罰的行為の区分 刑罰と予防処分 量刑
第四章	第四八条—六四條	第四八条—六四條	第四五条—五九條	第四三条—五八條	第四三条—五六條	
第五章	第六五条—七七條	第六五条—七〇條 七一条—七七條	第六〇條—六四條	第五九條—六三條	第五七條—六〇條	条件付刑の猶予および条件付積放、指示、試験観察 時効
第六章	第七八条 (第七章)	第七八条 (第七章)	第六五条—七〇條	第五九條—六三條	第五七條—六〇條	
第七章	第七九条—八六條	第七八条 (第七章)	七〇條	↓	↓	有罪の言渡の消滅及び報告の制限 (可罰的行為の区分)

一九七四年オーストリア新刑法典と墮胎罪規定について

章名	草案	一九六二年	一九六四年	一九六八年	一九七一年	新刑法典	内容摘記
		(第八章)	第七九条— 八六条	第七一条— 七七条 (第七章)	第六四条— 七〇条	第六一条— 六七条	適用領域
第八章 (第九章)	第八七条— 九二条	第八七条— 九二条 (第九章)	第七八条— 八三条 (第八章)	第七一条— 七七条	第六八条— 七四条	概念規定	

〔各 則〕

第一章	第九三条— 一一九条	第九三条— 一一九条	第八四条— 一一一条	第七八条— 第一〇三条 (第二章)	第七五条— 九五条 第九六条— 九八条	身体・生命 墮胎
第二章	第一二〇条— 一三五条	第一二〇条— 一三五条	第一一二条— 一二五条	第一〇四条— 一一六条 (第三章)	第九九条— 一一〇条	自由
第三章	第一三六条— 一四二条	第一三六条— 一四二条	第一二六条— 一三二条	第一一七条— 一二三条 (第四章)	第一一二条— 一一七条	名誉
第四章	第一四三条— 一四八条	第一四三条— 一四八条	第一三三条— 一三九条	第一二四条— 一三〇条 (第五章)	第一一八条— 一二四条	プライバシーと職業上の秘密
第五章	第一四九条— 一九七条	第一四九条— 一九七条	第一四〇条— 一八八条	第一三一条— 一七七条		

第六章	第一九八条— 二二二条	第一九八条— 二二二条	第一八九条— 二〇五条	(第六章) 第一七八条— 一九四条 (第七章)	第二二五条— 一六八条	他人の財産
第七章	第二二二条— 二二六条	第二二二条— 二二六条	第二〇六条— 二一〇条	第一九五条— 一九八条 (第八章)	第一六九条— 一八七条	公共危険
第八章	第二二七条— 二三五条	第二二七条— 二三五条	第二二一条— 二一九条	第一九九条— 二〇七条 (第九章)	第一八八条— 一九一条	宗教・死者の平穩
第九章	第二三六条— 二五六条	第二三六条— 二五六条	第二二〇条— 二四〇条	第二〇八条— 二二八条 (第十章)	第一九二条— 二〇〇条	婚姻・家族
第十章	第二五七条	第二五七条	第二四一条	第二二九条 (第十一章)	第二〇一条— 二二一条	風俗
第十一章	第二五八条— 二六六条	第二五八条— 二六六条	第二四二条— 二五〇条	第二三〇条— 二三八条 (第十二章)	第二二二条	動物虐待
第十二章	第二六七条— 二七六条	第二六七条— 二七六条	第二五一条— 二六〇条	第二三九条— 二四八条 (第十三章)	第二二三条— 二三一条	文書・記号
第十三章	第二七七条— 二八三条	第二七七条— 二八三条	第二六一条— 二六七条	第二四九条— 二五五条	第二三二条— 二四一条	取引安全・通貨

章名 / 草案	一九六二年	一九六四年	一九六八年	一九七一年	新刑法典	内容摘記
第十四章	第二八四条― 二八七条	第二八四条― 二八七条	第二六八条― 二七〇条	(第十四章) 第二五六条― 二五八条 (第十五章)	第二四二条― 二四八条	大逆
第十五章	第二八八条― 二九四条	第二八八条― 二九四条	第二七一条― 二七七条	第二五九条― 二六五条 (第十六章)	第二四九条― 二五一条	元首
第十六章	第二九五条― 二九七条	第二九五条― 二九七条	第二七八条― 二八〇条	第二六六条― 二六七条 (第十七章)	第二五二条― 二五八条	内乱
第十七章	第二九八条― 三〇五条	第二九八条― 三〇五条	第二八一条― 二八八条	第二六八条― 二七五条 (第十八章)	第二五九条― 二六〇条	国防軍
第十八章	第三〇六条― 三一一条	第三〇六条― 三一一条	第二八九条― 二九四条	第二七六条― 二八〇条 (第十九章)	第二六一一条― 二六八条	選挙
第十九章	第三一二条― 三二三条	第三一二条― 三二三条	第二八九条― 三〇八条	第二八一条― 二九四条 (第二十章)	第二六九条― 二七三条	国家権力
第二十章	第三二四条― 三三七条	第三二四条― 三三七条	第三〇九条― 三二二条	第二九五条― 三〇八条 (第二十一章)	第二七四― 二八七条	公の平穩
					第二八八条― 三〇一条	司法

第二十一章	第三三八条— 三四五条	第三三八条— 三四五条	第三三二条— 三三四条	第三〇九条— 三二〇条 (第二十二章)	第三〇二条— 三一三条	竊職
第二十二章	第三四六条— 三四七条	第三四六条— 三四七条	第三三五条— 三三六条	第三二一条— 三二二条 (第二十三章)	第三一四条— 三一五条	職權乱用
第二十三章	第三四八条— 三五二条	第三四八条— 三五二条	第三三七条— 三四一条	第三二三条— 三二七条 (第二十四章)	第三一六条— 三二〇条	国交
第二十四章	第三五三条	第三五三条	第三四二条	第三二八条 (第二十五章)	第三二一条	民族謀殺
終末部			第三四三条— 三四四条	第三一九条— 三三〇条 (終末部)	第三二二条— 三二四条	末尾規定

(一九七四・七・六・了)

追記・本稿提出後、内藤謙・刑法改正と犯罪論(上)が公刊された。この中で、「オーストリア新刑法典における犯罪論規定」の項目がある(同書九一頁以下)。本稿注1の末尾に補足する。